

地域包括ケア推進課の概要説明



令和8年1月29日（木）
沖縄県保健医療介護部

私たちは
「高齢者の誰もが住み慣れた地域で
生き生きと安心して暮らし、
お互いを支え合う地域社会の実現」
を目指しています。



「地域包括ケア推進課の役割」

○令和6年度の組織再編で、

高齢者施策が「保健医療」と「介護」の更なる連携強化を図る

ため、子ども生活福祉部から保健医療介護部に移管。

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を強化するため、

地域包括ケア推進課が新設。

○課長と班員12名の1課1班（地域包括ケア推進班）体制

地域包括ケア推進課・・・・ そもそも「地域包括ケア」とは？

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

（定義）

第2条

この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

◆ 地方公共団体の法的な規定

介護保険法

(保険者) 市町村

第3条 第1項 (介護保険)

市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

第115条の45 第1項 (地域支援事業)

市町村は被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第5条 第2項

都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

第3項 (※地域包括ケアシステムに関する規定)

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

地域包括ケア推進課・・・・そもそも「地域包括ケア」とは？

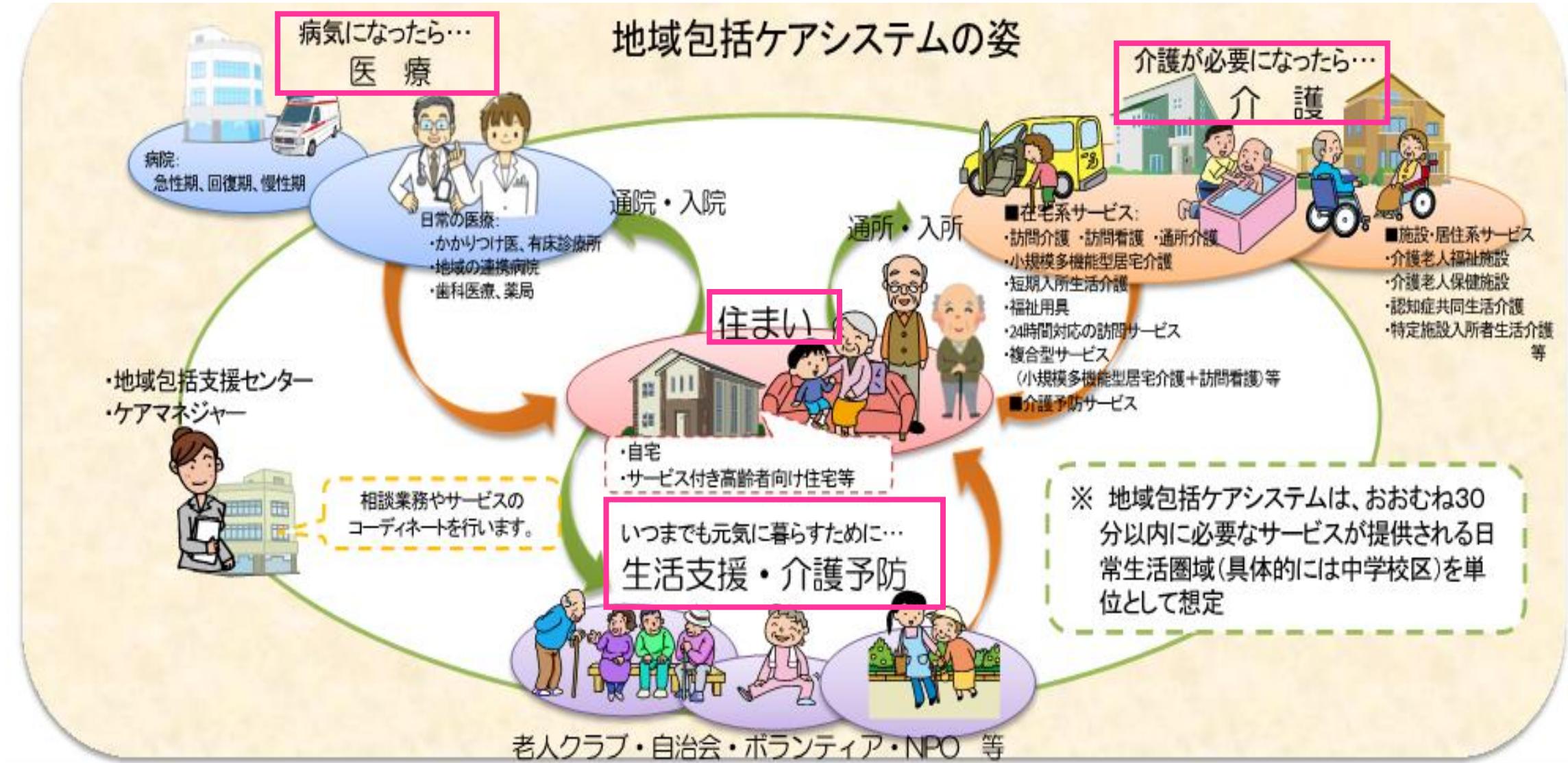
- 全国的に高齢社会にあるが、高齢化の進展状況には大きな地域差がある。
- 地域包括ケアシステムは、介護保険の保険者である市町村や、県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げる
ことが必要。

キーワードは
「地域」

地域包括ケアシステムは市町村主体で構築される。

県は市町村の取組みが効果的に進められるよう支援

地域包括ケアシステムのイメージ



地域包括ケア推進課の事務

(1) 高齢社会対策の総合企画調整及び進行管理に関すること

- ・沖縄県高齢者保健福祉計画及び沖縄県高齢者福祉協議会の開催

(2) 老人福祉に関すること

- ・社会参加促進（かりゆし長寿大学校運営、ねんりんピック選手派遣等）
- ・高齢者福祉（新百歳慶祝、老人作文コンクール等）

(3) 高齢者福祉関係団体に関すること

- ・沖縄県老人クラブ連合会に関すること

(4) 地域包括ケアシステムの推進に関すること

介護保険法に基づく地域支援事業の実施に関する市町村支援

- ・地域包括ケアシステム推進（地域支援事業交付金等）
- ・自立支援、重度化防止（介護予防市町村支援）
- ・生活支援体制の整備

(5) 認知症に関する施策の推進に関すること

- ・認知症施策総括 （認知症施策推進計画・認知症市町村連絡会議）
- ・認知症の理解促進、地域で支える体制づくり（普及啓発イベント開催等）
- ・認知症バリアフリーの推進 （プラットフォームの構築等）
- ・本人発信支援 （認知症希望大使）
- ・早期発見・早期対応、医療体制整備 （認知症疾患医療センター）
- ・認知症対応力向上 （医療従事者及び介護従事者への研修）
- ・若年認知症者の支援（コーディネーターの設置等）
- ・認知症の人の見守り、捜索に関すること

(6) 高齢者の権利擁護に関すること

- ・成年後見制度の利用促進

(7) 在宅医療に関すること

- ・在宅医療体制充実

（在宅医療体制整備、在宅医療・介護連携の市町村支援、入退院支援連携、訪問看護支援事業等）

高齢者介護課の事務

参考

(1) 老人福祉施設及び有料老人ホームに関すること

(2) 介護保険制度に関すること

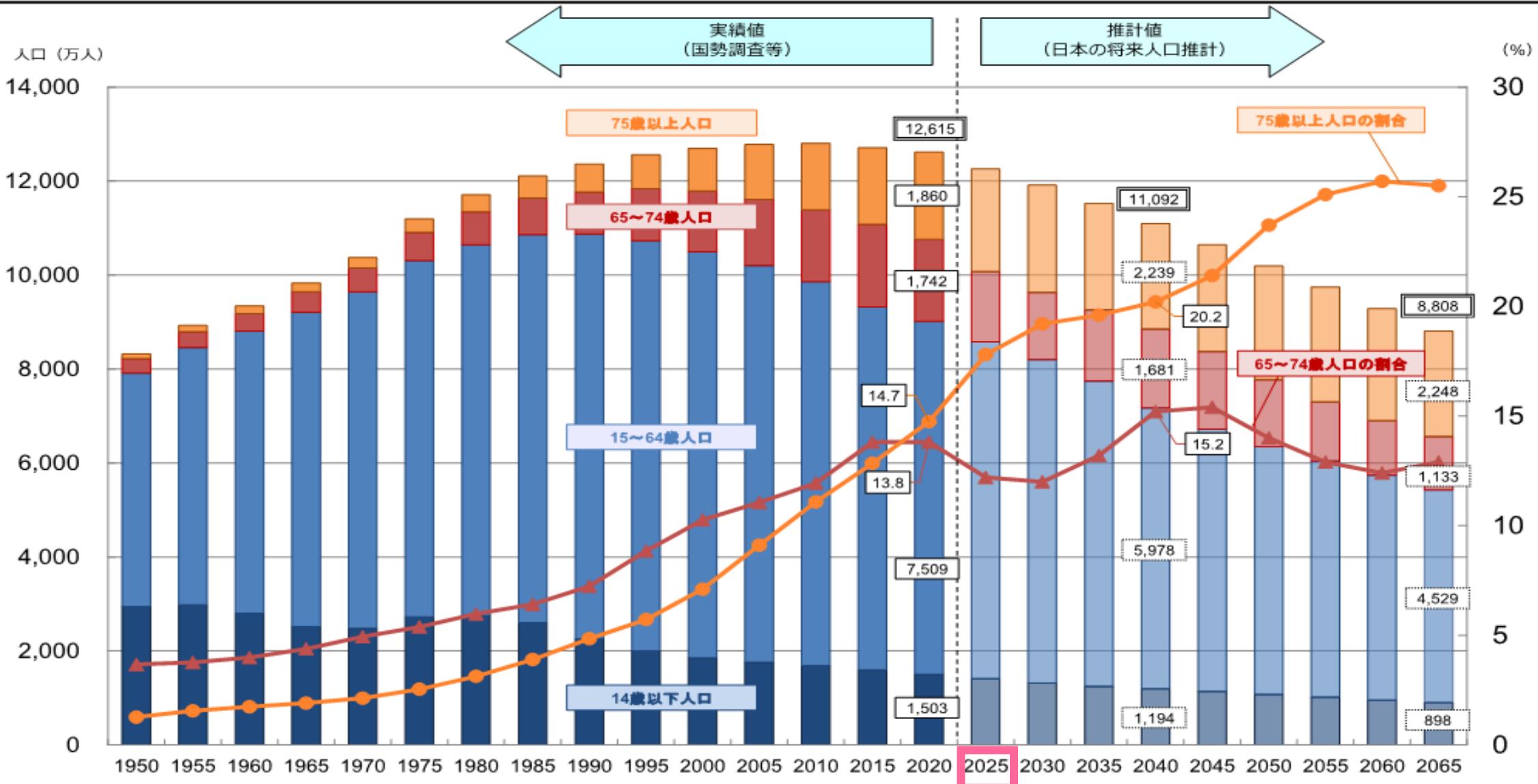
(3) 介護保険サービス事業者及び介護保険施設に関すること

(4) 沖縄県介護保険審査会に関すること

(5) 高齢者施設及び介護保険関係団体に関すること

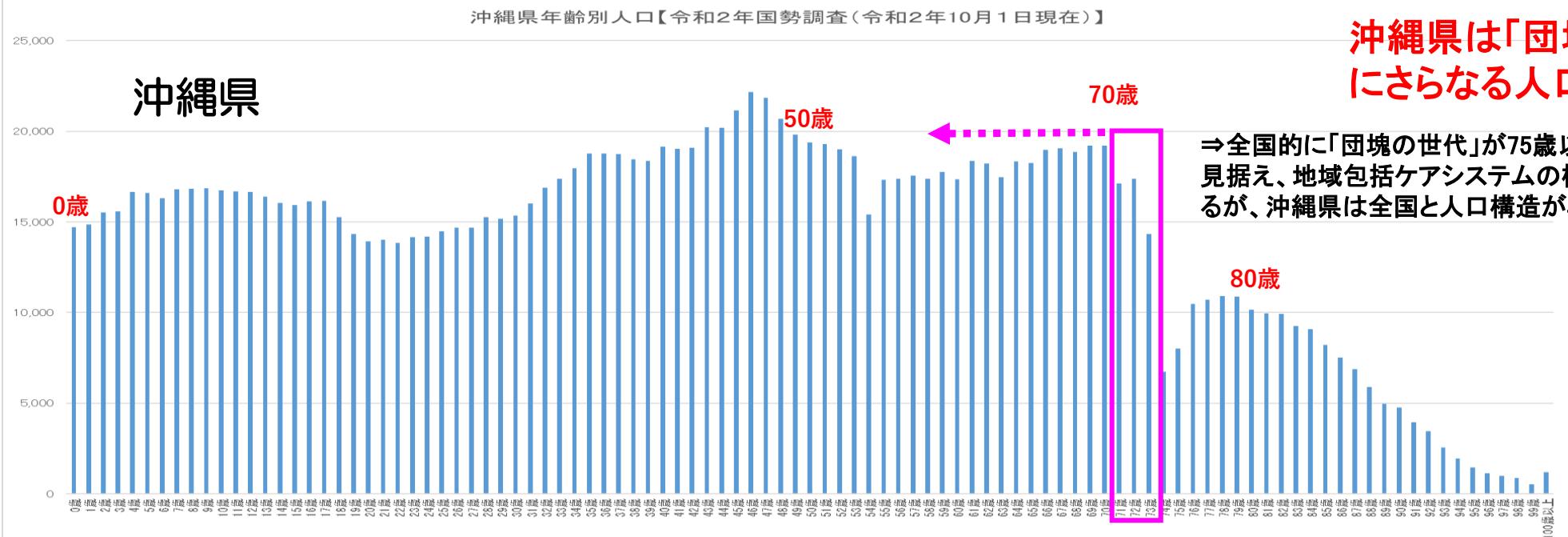
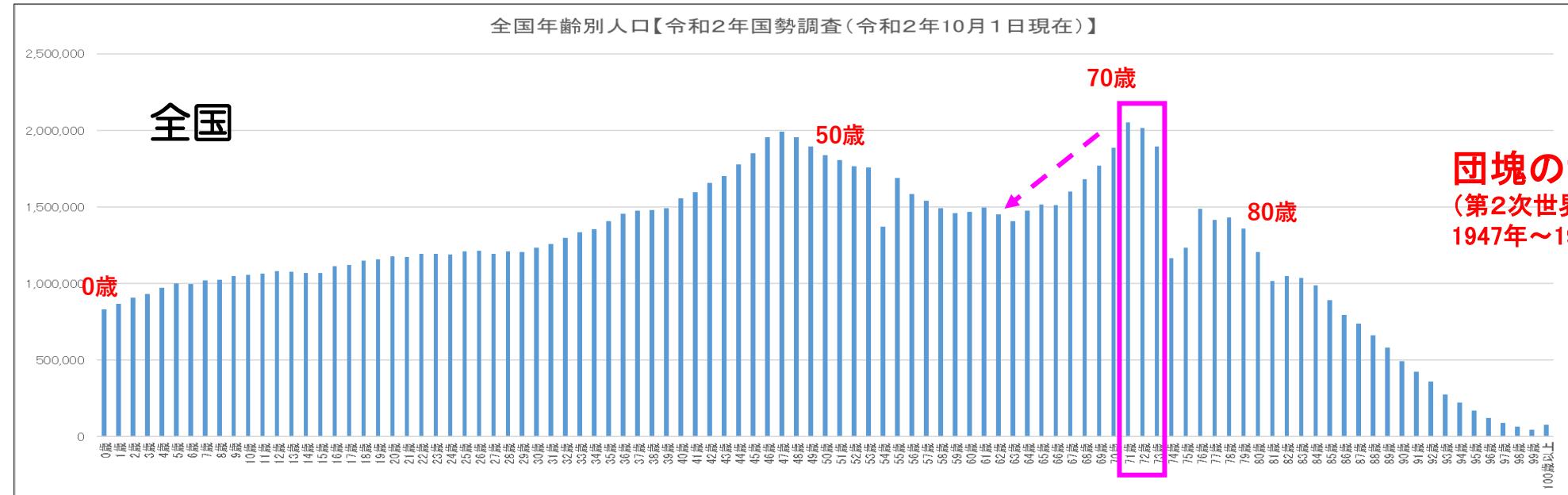
日本の人口の推移

○ 今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者(特に75歳以上の高齢者)の占める割合は増加していくことが想定される。

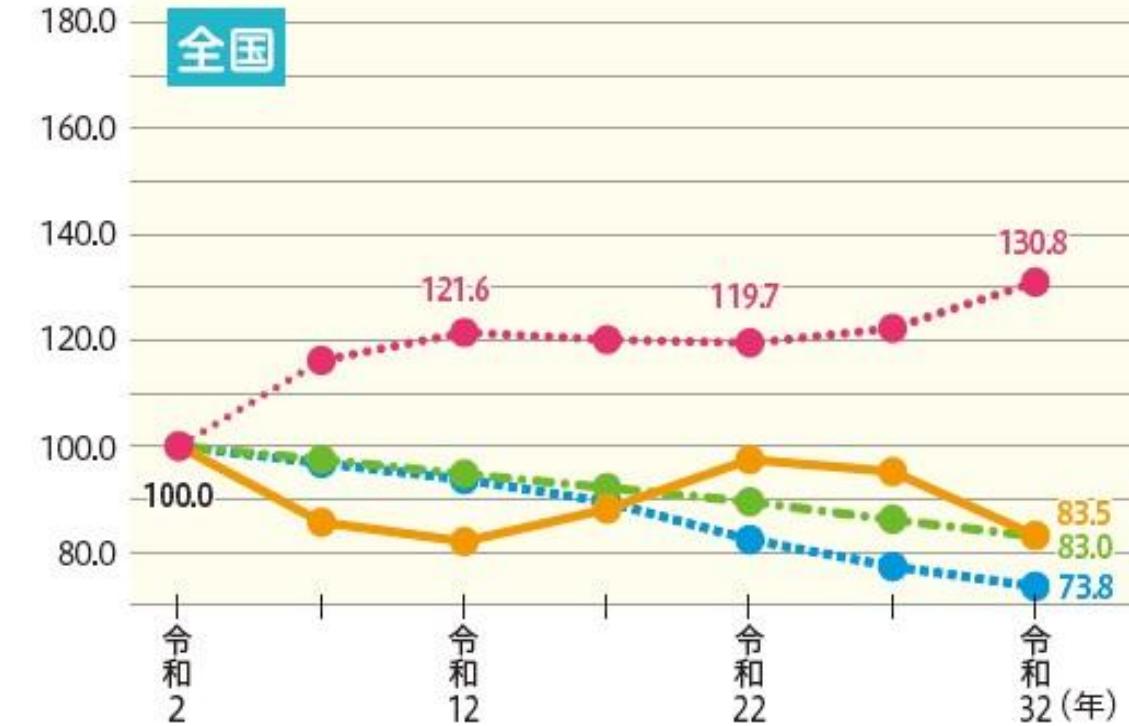
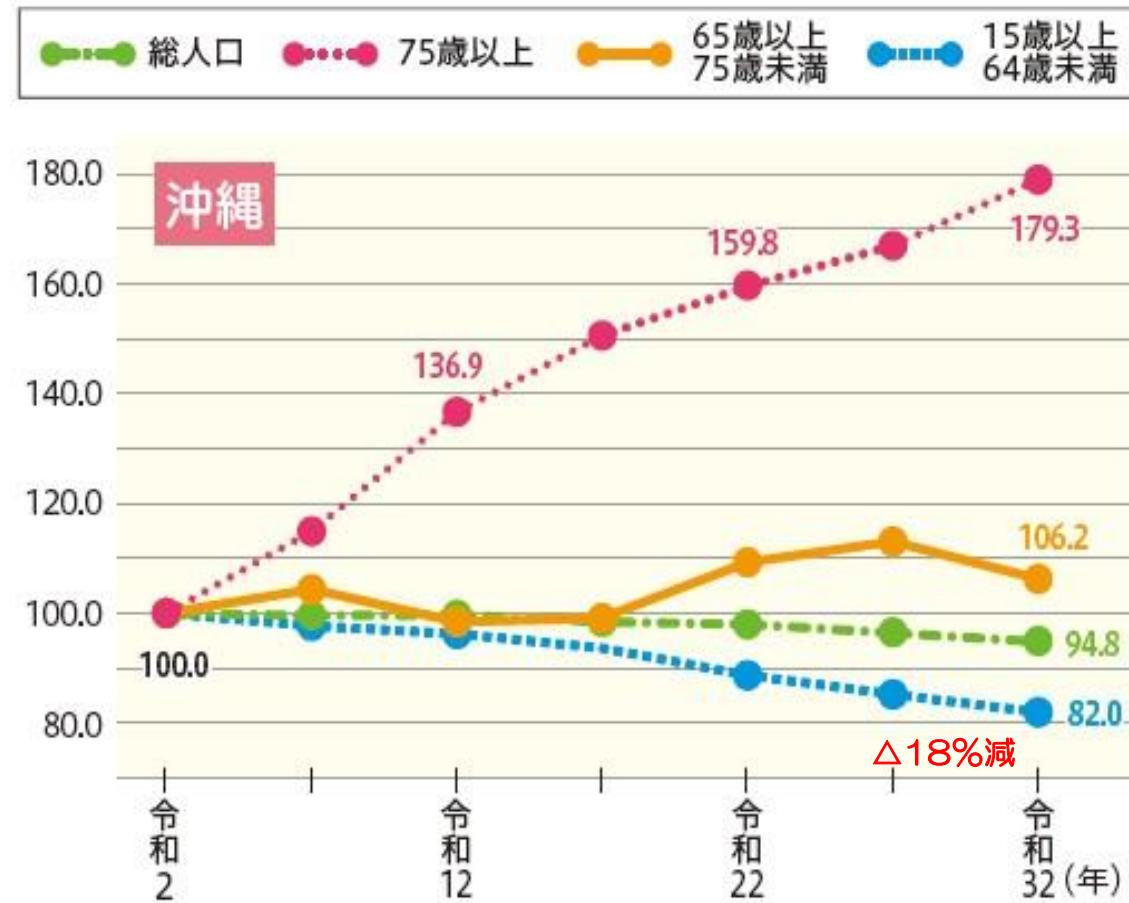


資料：2020年までは総務省「人口推計」（各年10月1日現在）等、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

沖縄県では「団塊の世代」以後も後期高齢者が増加し続ける



■年齢区分別人口の推計(令和2年を100としたとき)



●総人口は、5.2%減 (↓)

●生産年齢人口（15歳以上64歳未満）は18%減 (↓)

●75歳以上人口は約80%増 (↑) ※令和2年以降、30年間上昇し続ける見込み

保険給付（介護給付・予防給付等）

高齢者に対する取り組み



介護保険を活用したサービス
(全国一律)

- 対象者：介護認定（日常生活を送るために常に誰かの手助けを要する）を受けた方等
- サービス提供：指定を受けた介護事業者や介護施設

介護保険料
(満40歳から徴収)

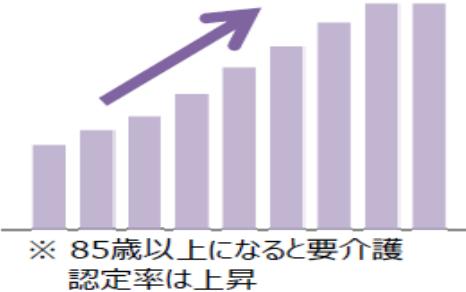
地域支援事業

国・県
負担金

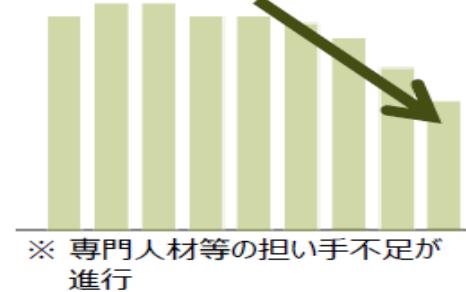
市町村が主体となり、地域のニーズに応じて、様々な独自サービスを実施できる介護保険外のサービス

- 対象者：健康な高齢者や要支援者
(日常生活の一部で見守り・手助けを要する方) 等
- サービス提供：民間企業やNPO、ボラティア、介護事業者

85歳以上人口の増加



現役世代の減少



元気～フレイル予防

フレイル～要支援

要介護や認知症

地域との
関わり

医療・介護
との関わり

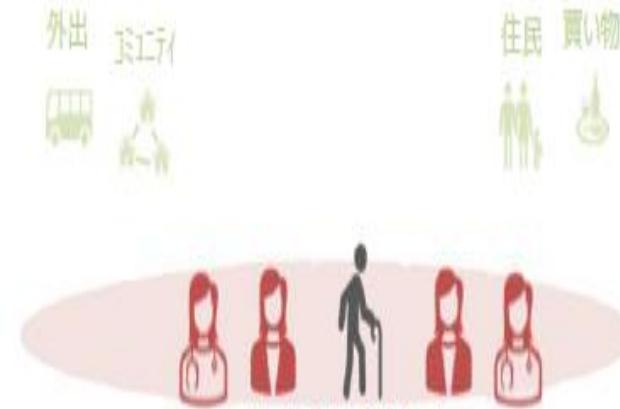
高齢者自身が多様な選択肢をつなげ生活



心身の機能の低下により少しずつあきらめがはじまる



これまでどおりの生活の選択肢をあきらめてしまう



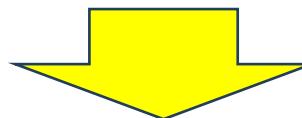
医療・介護専門職とのつながりは希薄

総合事業の実施主体は介護サービス事業者が大半を占める

適切かつ十分な医療・介護サービスの提供

沖縄県の現状と今後の見込み

- 1 令和6年10月現在、高齢化率は24.1%、全国(29.3%)より約10年程度遅れて高齢化が進んでいる。
- 2 全国より要介護度3・4の中重度の認定率が高い傾向、また、新規認定者の要介護度分布も要介護3・4で高い傾向にある。
- 3 現在、**県の介護保険料の平均額**は大阪府に次いで**2番目に高い**
(沖縄県:6,955円 全国平均:6,255円) 参考 大阪府7,486円
- 4 令和32年までの75歳以上の高齢者の伸び率は、全国が令和12年に一旦ピークに達した後、ほぼ横ばいに対し、沖縄県は一貫して伸び続けると見込まれている。
(令和22年に高齢化率が30%に達し、令和32年には3人に1人が高齢者となる見込み。)



- 介護が必要な高齢者は増加するのに対し、介護職員が不足する。
- 介護度が必要な軽度から重度までサービスの不足が見込まれる。

超高齢社会における公共私の連携が目指すべきゴール

増えつづける後期高齢者

- ✓ 全国的に2040年にはピークを迎える後期高齢者の増加
- ✓ 沖縄では2050年に2020年の1.8倍となるもピークはさらに先

減少する生産年齢人口

- ✓ 沖縄では2050年に2020年比で2割減となる見込み
- ✓ すでに介護業界は深刻な人材不足

乏しいサービスの選択肢

- ✓ 沖縄では在宅生活を支える訪問サービスが全国比で少ない
- ✓ 生活支援の担い手も専門職が中心で選択肢が少ない

沖縄における市場の高齢化

- ✓ 沖縄では今後急速かつ長期にわたり高齢化が進むことから、あらゆる産業分野で高齢化対応が必要

専門職だけで支えることの限界

生活を支援するサービスの選択肢が少ない

日常の経済生活から離れていく高齢消費者

沖縄県特有の長期にわたる高齢化に対応するには、従来の手法や枠組み、制度を超えた公共私の連携が必要

沖縄県特有の長期にわたる高齢化に対応するには、従来の手法や枠組み、制度を超えた公共私の連携が必要

公共私連携の目指すべきゴールは、すべての高齢者にとって、従来の「介護」や「生活支援」の枠を超えた、多様な選択があり、高齢者に寄り添ったサービスを提供し日常の生活ができる限り続けることができる「高齢者フレンドリーなまちづくり」であるべき

高齢者介護・生活支援のイメージに限定しない幅広いサービス

いま使っているサービスを
高齢になっても
継続利用できる
ための工夫
=「高齢者フレンドリー」



中長期的には
すべての生活者に
優しいまちづくりへ
産業・地域経済の
活性化にも貢献

県民及び行政、企業全体で「高齢者フレンドリーなまちづくり」に取り組む

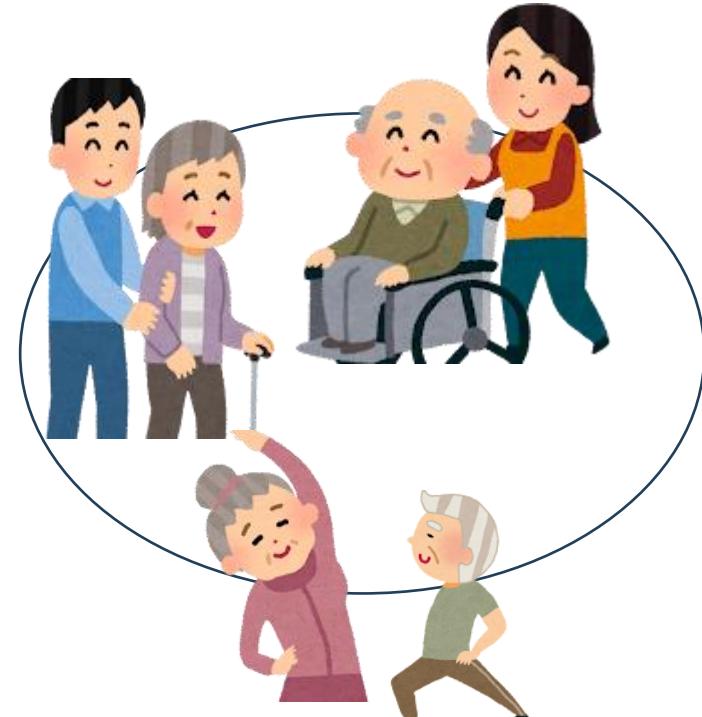
高齢者：65歳以上の方

必要な支援やサービスの提供



加齢や病気等

住み慣れた地域で生き生きと
安心した暮らし



日常生活に手助けや介助が必要になる

保険給付（介護給付・予防給付等）

高齢者に対する取り組み



介護保険を活用したサービス
(全国一律)

- 対象者：介護認定（日常生活を送るために常に誰かの手助けを要する）を受けた方等
- サービス提供：指定を受けた介護事業者や介護施設

地域支援事業

介護保険料
(満40歳から徴収)

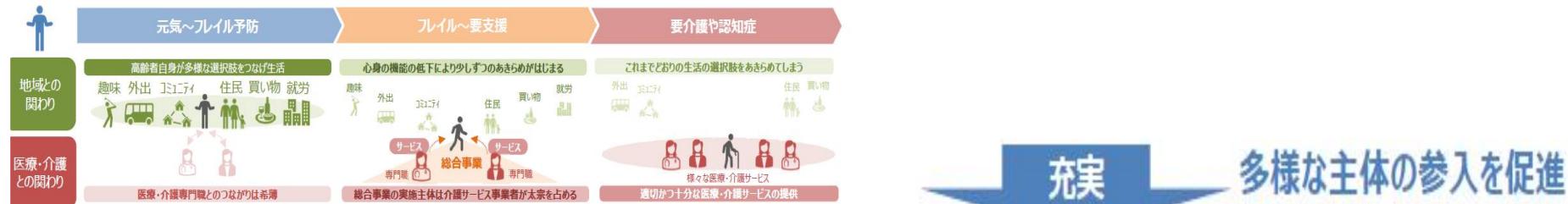
国・県
負担金

サービスの充実

市町村が主体となり、地域のニーズに応じて、様々な独自サービスを実施できる介護保険外のサービス

- 対象者：健康な高齢者や要支援者
(日常生活の一部で見守り・手助けを要する方) 等
- サービス提供：民間企業やNPO、ボラティア、介護事業者

- 少子高齢化や社会構造の変化に対応し、「高齢者フレンドリー社会」を構築するため、従来の枠組みを超えて、人と人、人と社会がより一層つながり、多様な主体が連携協働するためのプラットフォームづくりに取り組む。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化



「ツドレバ」は、「集う（つどう）」「場（ば）」「～すれば」の意味を掛け合わせた造語です。「人が集えば、新しいつながりや気づきが生まれ、未来が動き出す」というプラットフォームの核心的な思想を、短く印象的に表現しています。また、親しみやすく柔らかな語感が、幅広い対象に受け入れられやすい点も重視しています。



高齢者フレンドリー社会をつなげる
プラットフォーム

参考

「うまんちゅ広場」(QAB 毎週土曜日13:10~13:15 / OTV毎週日曜日8:25~8:30)

「幸せな島の未来を創る“高齢者フレンドリー社会”」 9月20日・21日放送

「美ら島沖縄」9月号 「高齢者フレンドリーな長寿社会にむけて」



関連
サイト

高齢者フレンドリー社会をつなげる
プラットフォーム

今後が変われば、
未来の色が変わる。
ツドレバ

・高齢者フレンドリー社会をつなげる
プラットフォーム

高齢者フレンドリー社会をつなげるプラットフォーム

高齢者フレンドリーな
長寿社会にむけて

A thumbnail image of a magazine spread from the September issue of 'Muraishi Okinawa'. It features several columns of text, some small illustrations, and several graphs and charts. The overall theme is 'High-Quality Aging Society'.

■沖縄県認知症施策体系(沖縄県高齢者保健福祉計画R6～R8)

「認知症施策推進大綱」及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の考え方を基に関係機関と連携を図りながら事業を推進する。

認知症の人やご家族の視点の重視

普及・啓発 本人発信支援

■認知症に関する理解促進

- ・認知症サポーター養成講座
- ・認知症キャラバンメイト養成研修・現任研修
- ・認知症の日及び月間における普及・啓発イベント等の開催

■相談先の周知

- ・「認知症ケアパス」を活用した相談体制の周知

■認知症の人本人からの発信支援

- ・本人ミーティングの普及、ピアサポーターの支援

医療・ケア・介護サービス・ 介護者への支援

■早期発見・早期対応、医療体制の整備

- ・認知症疾患医療センターの運営
- ・認知症初期集中支援チーム員研修
- ・認知症地域支援推進員研修
- ・認知症地域支援推進員フォローアップ研修

■医療従事者等の認知症対応力向上の促進

- ・認知症サポート医養成研修
- ・認知症サポート医フォローアップ研修
- ・専門職向け認知症対応力向上研修
　かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護職員、
　病院勤務の医療従事者、病院勤務以外の看護師
　等

■介護従事者の認知症対応力向上の促進

- ・認知症介護基礎研修
- ・認知症介護実践者研修
- ・認知症介護実践リーダー研修
- ・認知症介護指導者養成研修
- ・認知症介護指導者フォローアップ研修
- ・認知症対応型サービス事業開設者研修
- ・認知症対応型サービス事業管理者研修
- ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

■認知症の人の介護者の負担軽減の推進

- ・認知症カフケ普及のための取組

認知症バリアフリーの推進・ 若年性認知症の人への支援・ 社会参加支援

■「認知症バリアフリー」の推進

- ・先進的な取組の共有や広域での連携体制の構築
- ・広域検索時の連携体制の構築
- ・「チームオレンジ」構築のための取組
- ・権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・
　活用、支援組織の体制整備
- ・官民が連携した認知症バリアフリーの推進

■若年性認知症の人への支援

- ・若年性認知症支援コーディネーターの配置
- ・若年性認知症者・介護家族交流会の実施

■社会参加支援

- ・地域支援事業等を活用した地域での社会参加
　支援
- ・就労的支援コーディネーターによる社会参加
　の支援

認知症の予防

■運動不足の改善、社会参加、生活習慣の予防

- ・通いの場の参加、地域での各種取組の推進等

■認知症施策の推進

- ・沖縄県認知症施策推進会議
- ・認知症対策等市町村連絡会議

参考



高齢者関係の仕事に携わっての感想

- 先を見た業務であることが多い。何もしなければ少子高齢化のまま。今やれば乗り切れるところが（よい。）祖父母、親、自分ごとであり、仕事で知ることが役に立つ。
- 配属前は高齢者に対しての知識・関心等はなかったが、担当業務を通してこれからの高齢社会に向けた施策が重要と感じた。
 - 一見地味だが、超高齢社会の取組は社会の重要テーマであり、大きな変化をダイレクトに感じながら県民生活や地域づくりを支える重要なかつおもしろい行政分野